

平成29年度 第6回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成29年 9月26日 (火)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	平成29年 9月26日 午後 13時 38分 開 会			
	平成29年 9月26日 午後 17時 44分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	眞栄田 昇	7 番	宮里 聡
	2 番	與那嶺 清	8 番	謝花 喜美
	3 番	與那嶺 司	9 番	玉城 卓
	4 番	田港 朝茂	10 番	米須 清和
	5 番	田場 盛喜	11 番	大竹 恭弘
	6 番	神谷 正	12 番	比嘉 真友
欠席委員番号				
議事録署名委員	1 番	眞栄田 昇	7 番	宮里 聡

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成29年度 第6回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は12名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、書記には桑江 恵理子(くわえ えりこ)さん、議事録署名委員には、1番 眞栄田 昇(まえた のぼる)委員、7番 宮里 聡(みやざと さとし)委員を指名します。
議長 (日程第2)	日程第2 会期の日程については、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告) 報告1 全国農業新聞の購読継続について
議長 (日程第4)	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第32号 農地法第3条許可の取消し願について 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第34号 非農地証明願について 議案第35号 農用地利用集積計画取消しの意見決定について 議案第36号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日提案された議案第32号から第38号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが 12 件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩を

	いたします。
	休憩（現地調査） 午後 13時 41分 再開 午後 16時 06分
議長	はい、では、休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第32号「農地法第3条許可の取消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第32号「農地法第3条許可の取消し願いについて」を説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、3条許可取消し願いの内容を説明） 以上です。
議長	ただ今、議案第32号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なしの声あり）
議長	議案第32号について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	議案第32号「農地法第3条許可の取消し願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第33号えー「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 2ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、3条申請の内容を説明） 3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可相当と思われます。以上です。
議長	ただ今、議案第33号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はご

	<p>ございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第33号について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」は可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第34号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第34号「非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 4ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>ここで資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは資料確認のため休憩いたします。</p>
	<p>休憩(資料確認) 午後 16時 14分 再開 午後 16時 18分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>引き続き申請番号7番から8番について説明します。 (非農地証明願いの番号7番・8番の内容を説明)</p>
	<p>休憩 午後 16時 19分 (非農地証明願いの資料確認及び内容説明) 再開 午後 16時 22分</p>
事 務 局	<p>先ほど説明しました申請農地につきまして、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>

議 長	ただ今、議案第 3 4 号の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第 3 4 号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 4 号「非農地証明願いについて」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 3 5 号「農用地利用集積計画取消しの意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 3 5 号「農用地利用集積計画取消しの意見決定について」を説明いたします。 お手元の資料 6 ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ) ここで資料確認のため休憩をお願いします。
議 長	それでは、資料確認のため、休憩します。
	休憩 (資料確認) 午後 1 6 時 2 3 分 (農用地利用集積計画取消し願いの資料確認及び内容説明) 再開 午後 1 6 時 3 3 分
議 長	では、休憩前に引き続き再開します。 先ほど事務局からの説明と、資料確認をいたしました。議案第 3 5 号については異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 5 号「農用地利用集積計画取消しの意見決定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 3 6 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 8ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)</p> <p>なお、今回は申請件数が多数あり、資料確認のため休憩をお願いいたします。</p>
議長	それでは、資料確認のため、休憩をします。
	<p>休憩(資料確認) 午後 16時 35分</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明)</p> <p>再開 午後 16時 40分</p>
議長	はい。では、休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。
事務局	先ほど説明いたしました計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われます。以上です。
議長	議案第36号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第36号について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	それでは、私のほうから議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。

	<p>お手元の資料 11ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)</p> <p>ここで、申請内容及び資料確認のため休憩をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、資料確認のため休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 16時 42分 (4条の申請内容及び資料確認) 再開 午後 17時 22分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>現地調査等も踏まえ、事前に工事を行わない。墓地建設部分の分筆の指導を行い、分筆することを条件に可否の意見を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第37号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第37号について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、異議なしと認め(事前に工事を行わない等の指導、墓地建設部分の分筆指導を行い、分筆することを条件に)原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 12ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)</p> <p>ここで、申請内容及び資料確認のため、休憩をお願いします。</p>

議 長	それでは休憩します。
	<p>休憩 午後 17時 29分 (5条の申請内容及び資料確認) 再開 午後 17時 43分</p>
議 長	休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	先ほど説明しました、申請内容及び資料確認、また、現地確認を行ったところ、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、議案第38号について説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第38号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

議 長	本日の日程はすべて終了いたしました。平成29年度第6回総会を閉会いたします。
	閉会時刻 午後 17時 44分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印